

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う施設調査について（一部変更）

1 概要

令和5年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことに伴い、国及び県の方針に準じ、本市における市内施設での陽性者発生に伴う施設調査等の対応について一部変更を行うものです。

（主な変更箇所は太字下線）

2 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の療養期間の考え方等について

5類感染症への移行後の陽性者の療養期間につきましては、感染症法に基づく外出自粛等を要請することはなくなり、個人や事業所の判断に委ねられます。

また、陽性者の同居家族や接触状況等による感染の可能性が高い方（類型変更前の濃厚接触者）につきましては、保健所による特定や法律に基づく外出自粛は求められません。

ただし、ウイルス自体の特性が変わるわけではなく、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨します。

施設内での陽性者対応や仕事への従事等につきましては、令和5年4月14日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について」等関連通知に基づき、各施設・事業所でご判断いただきますようお願いいたします。

3 本市における対応について

(1) 医療機関について

医療機関については、令和5年4月28日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」に基づき、当該事務連絡に記載の基準に従い保健所への報告をお願いいたします。

(2) 高齢者施設・事業所について

陽性者発生時に依頼しておりました神奈川県「日次報告webフォーム」への入力や、県による物資の支援等は終了となりますので、感染対策に必要な物資等は日ごろからの備蓄をお願いいたします。

ア 高齢者入所施設※1

5類感染症への移行後も、当面の間、これまでと同様に重症化リスクの高い高齢者が集団で生活されているハイリスク施設として、陽性者発生時に保健所へ報告をいただき、必要時積極的疫学調査等を実施いたします。報告方法については、これまでと同様、e-KANAGAWA 電子申請等での報告をお願いいたします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

報告後の対応においては、感染症法に基づく陽性者の発生届出や行動制限がなくなったことから、陽性者の感染状況に係る個人情報取得や療養中の健康観察は原則実施いたしません。

また、保健所による濃厚接触者の特定は行わなくなるほか、陽性者等への行動制限についても求めなくなるため、陽性者の管理や感染の可能性が高い方に対する対応は、各施設・事業所での判断をお願いします。

※1…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能、高齢者等が集団生活を行う施設

イ 高齢者通所事業所について

これまでと同様に陽性者発生時の報告は求めません。今後は令和5年4月28日付厚労省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について」で示された保健所への報告基準に基づきご報告いただきます。

報告方法については、これまでと同様、e-KANAGAWA 電子申請等での報告をお願いいたします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ウ 高齢者訪問事業所（居宅介護支援事業所を含む）等について

これまで集団感染（クラスター）発生時にご報告をいただいておりますが、今後は不要となります。

※なお、上記ア～ウの介護施設・介護サービス事業所で、介護保険課が定める事故報告に該当する感染が発生した場合は、これまでと同様に介護保険課への報告をお願いします。

事故報告についての詳細は、藤沢市ホームページ「事故報告について」をご確認ください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/kenko/fukushi/kaigohoken/jigyosha/jikohokoku.html>

(3) 障がい児者施設・事業所について

ア 障がい児者入所施設※2

5類感染症への移行後も、当面の間、これまでと同様に重症化リスクの高い方が集団で生活されているハイリスク施設として、陽性者発生時に保健所へ報告をいただき、必要時積極的疫学調査等を実施いたします。報告方法については、これまでと同様、e-KANAGAWA 電子申請等での報告をお願いいたします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

報告後の対応においては、感染症法に基づく陽性者の発生届出や行動制限がなくなったことから、陽性者の感染状況に係る個人情報の取得や療養中の健康観察は原則実施いたしません。

また、保健所による濃厚接触者の特定は行わなくなるほか、陽性者等への行動制限についても求めなくなるため、陽性者の管理や感染の可能性が高い方に対する対応は、各施設・事業所での判断をお願いします。

※2…障がい者支援施設、共同生活援助事業所、重度障がい者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合）、福祉ホーム、短期入所事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、障がい児入所施設

イ 障がい児者通所事業所

これまでと同様に陽性者発生時の報告は求めません。今後は令和5年4月28日付厚労省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について」で示された保健所への報告基準に基づきご報告いただきます。

報告方法については、これまでと同様、e-KANAGAWA 電子申請等での報告をお願いいたします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ウ 障がい児者訪問事業所等について

これまで集団感染（クラスター）発生時にご報告をいただいておりますが、今後は不要となります。

※なお、上記ア～ウの施設で、新型コロナウイルス感染症や食中毒などの集団感染の発生が疑われる場合は、障がい者支援課へご一報をお願いします。

(4) 児童相談所一時保護所、児童養護施設

これまで陽性者発生時にご報告をいただき、必要時積極的疫学調査等を実施していましたが、今後は令和5年4月28日付厚労省通知「**社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について**」の一部改正についてで示された保健所への報告基準に基づきご報告をお願いします。

報告方法については、これまでと同様、e-KANAGAWA 電子申請等での報告をお願いいたします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

(5) 保育所、認定こども園について

標記施設については、これまでと同様、陽性者発生時の積極的疫学調査等は実施いたしません。今後は令和5年4月28日付厚労省通知「**社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について**」の一部改正についてで示された保健所への報告基準に基づきご報告いただきます。

報告については、これまで保育課がとりまとめておりましたが、今後は、前述の通知に基づき、保育課への報告と併せて保健所への報告もお願いします。

保健所への報告方法については、市ホームページをご覧ください、e-KANAGAWA 電子申請等での報告をお願いいたします。

(6) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ

標記施設については、これまでと同様、陽性者発生時の積極的疫学調査等は実施いたしません。また、これまでご報告いただいていた**集団発生（クラスター発生）**時の報告も求めません。今後は、令和5年4月28日付文科省通知「**学校保健安全法施行規則の一部改正する省令の施行について**」等関連文書で示された基準に準じ、各学校・事業所での判断をお願いいたします。

(7) その他

ア 公表について

これまで、施設調査対象となっていた施設については、集団感染（クラスター）発生時、感染症法に基づき、ご報告いただいた内容をもとに公表していましたが、今後は、全件公表はなくなり、社会的影響が大きい感染が生じた場合など、必要時公表することとなります。

イ 施設調査等に関する詳細

これまでと同様、本市ホームページに掲載いたしますので、ご参照ください。また、上述内容に関わらず、新型コロナウイルス感染症に係るご質問や対応等のご相談がございましたら、保健予防課新型コロナウイルス感染症対策担当までお問い合わせください。

4 参考

- (1) 令和5年4月28日付厚労省事務連絡
「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」の一部改正について」
- (2) 令和5年4月14日付厚労省事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養機関の考え方等について」
- (3) 藤沢市ホームページ「施設で陽性者が発生した場合の手続き」
URL <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hokenyobo/corona/coronashisetu.html>

以 上